

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の結婚後の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、夫がすべて行っており、申立期間の保険料は、夫が郵便局か A 農協 B 支店などで納付していた。

私の国民年金保険料を納付していた夫は、国民年金保険料の未納が無いように納付しており、納付期限に遅れることはあっても、1 年以上未納とならないように納付してきたので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫がすべて納付していたと主張しているとおおり、申立人の国民年金加入期間については、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 56 年 4 月から国民年金の任意加入者である上、申立人に係る第 3 号被保険者への種別変更手続が、申立期間直後で、かつ第 3 号被保険者制度の導入後間もない 61 年 4 月 15 日に事務処理されていることが確認できることから、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を未納のまま、第 3 号被保険者の種別変更手続を行ったとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び60年10月から同年12月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで
④ 昭和60年10月から同年12月まで

私は、父親の経営する事業に従事しており、申立期間すべての国民年金保険料は、同居する父親に渡し、父親が私の分を含め家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。

当時は事業の経営も順調で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間についての保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は通算12か月と比較的短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料を同居する申立人の父親に渡し、申立人の父親が家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているとおり、申立期間①から④までにおける申立人の父親の国民年金保険料に未納が無い上、当時、同居しており申立期間③の期間中に国民年金被保険者となった申立人の弟の申立期間③及び④における国民年金保険料も納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の父親が平成5年4月か

ら 60 歳に到達する前月の 9 年 1 月までの国民年金保険料の納付状況を見ると、46 か月のうち 43 か月の納付年月日が、申立人の先妻、父親及び弟の納付年月日と一致していることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、58年4月、同年6月から59年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要であるとともに、申立期間のうち、厚生年金保険加入期間と重複する58年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

私は、父親の経営する事業に従事しており、申立期間すべての国民年金保険料は、同居する父親に渡し、父親が私の分を含め家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。

当時は事業の経営も順調で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間についての保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を同居する申立人の父親に渡し、申立人の父親が家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているとおろ、申立期間①及び②における申立人の父親の国民年金保険料に未納がない上、申立期間①及び②当時、同居していた申立人の兄も国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和58年5月1日から同年6月1日まで期間については、A市に所在する事業所の厚生年金保険に加入していることが確認できるが、当該期間の厚生年金保険被保険者の記録は、平成20年2月8日付けで追加された記録であり、当該

期間に係る国民年金被保険者資格の喪失及び取得も同日付けで追加されている上、申立人の戸籍の附票、並びにA市及びB市の住民票から申立人がB市からA市に住所変更した記録が確認できないことから、申立期間①当時、申立人は国民年金の加入期間であったと考えられるところ、申立人が申立期間①当時に住んでいたB市では、「基本的には毎年4月1日付けで（保険料の）納付書を作成していた。」と証言していることから、申立期間①当時の保険料の納付書は同居していた申立人の父親の住む自宅に送付されていたと考えられ、申立内容に不自然な点は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の父親が平成5年4月から60歳に到達する前月の9年1月までの国民年金保険料の納付状況を見ると、46か月のうち43か月の納付年月日が、申立人の父親、兄及び兄の先妻の納付年月日と一致していることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の家族の国民年金保険料をまとめて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険の加入期間と重複する58年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月17日に訂正し、D社における資格取得日に係る記録を41年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年5月から同年8月までは1万円、41年4月から同年6月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、①の申立期間について、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、②の申立期間について、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月21日から同年9月17日まで
② 昭和41年4月20日から同年7月21日まで

①の申立期間について、私は、A社のB営業所に昭和38年5月21日に入社し、同社が分社化しC社となった後も、D社に転勤するまで継続して勤務していたが、分社化した38年9月17日からの加入記録しかないことに納得がいかない。

②の申立期間について、C社からD社に転勤になり、昭和41年4月20日からD社で勤務していたが、同社では41年7月21日付けで厚生年金保険の資格を取得したこととなっており、転勤当初の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、申立人は、昭和38年5月21日にA社のB営業所に入社したと主張しているところ、同社において厚生年金保険の加入記録の存

在する同僚は「申立人が入社してきたのは、私の入社（38年3月）より1～2か月後の、昭和38年の5月後半だったと記憶している。申立人は私と同学年なので覚えている。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚の生まれた年度は申立人と同じであり、資格取得日は38年3月4日であることから、申立人の入社時期に係る主張と符合する。また、他の同僚からも、申立人が分社化する前の同社B営業所に勤務していた旨の証言が得られていることを踏まえれば、申立人が、38年5月21日から同社に勤務していたとする主張は信憑性しんぴようせいが高いものと考えられる。

また、連絡の取れた当時の同僚3人は、「試用期間は無かった。」と証言しており、いずれも入社日と資格取得日が一致していること、及び申立人が記憶していた当時の従業員数が7～8人であるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者数は8人であることが確認できることから、当時、A社のB営業所では、従業員全員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

②の申立期間について、申立人は、「D社は、他の営業所と異なり、E市にあった卸小売の会社と話し合いがつかず、分社化が遅れた。また、新入社員が多いため、自分は、商品管理の指導を3年位行って戻る予定で昭和41年4月に同社に異動となった。」と述べているところ、同社に厚生年金保険の加入記録の存在する複数の同僚は、「申立人は昭和41年4月ころにC社からD社に異動してきた。」と証言している上、申立人のC社における資格喪失日は昭和41年4月20日であり、41年4月にC社からグループ会社であるD社に転勤したとする申立人の主張には信憑性しんぴようせいがあるものと認められる一方、当該異動において未加入期間があったことをうかがわせる特段の事情等は見当らない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、①及び②の申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間の直近の時期における社会保険事務所の記録から、昭和38年5月から同年8月までは1万円、41年4月から同年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の①の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っておらず不明としているが、①の申立期間の被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後申立人に係

る被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和38年5月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、②の申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年6月2日に訂正し、同年6月から11月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月2日から同年12月1日まで

私は、昭和37年6月2日から47年1月20日までA社で正社員として継続して勤務していたが、申立期間については船員保険の加入記録が無い。当時は月給制で、船員保険料を給与から控除されており、保険証も持っていた。私が乗船した当時、同社では事故が多く、船員保険に加入しないまま漁に出ているとは考えられないので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた船員手帳(写)の記載及び申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人は、B船(昭和37年6月2日雇入、同年8月28日雇止)及びC船(昭和37年11月9日雇入、40年7月22日雇止)に乗船し、継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が一緒に乗船していたと記憶している同僚からは、「当時、A社では事故が多く、船員保険に加入していないということはありません。試用期間は無かったし、会社からも試用期間を設けていると説明を受けたことはない。」との証言を得ているところ、社会保険事務所の保管する船員保険被保険者名簿の記録によれば、申立人が記憶していた同僚10人全員について、申立期間に船員保険の加入記録が存在し、このうち申立人がB船とC船の両方に勤務したと記憶する9人について、下船中の期間についても船員保

険の加入記録が存在する上、申立人についても、申立期間より後の期間については、A社において継続して船員保険に加入している記録となっていることから、当時、同社では、継続的に勤務する船員については、最初に乗船する際に船員保険に加入させたまま、下船中も加入を継続させていたと推認できるところ、申立人だけが同社保有の漁船に乗船しながら船員保険の加入対象とされず、給与から保険料が控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、同一期間に同一職種（甲板員）で乗船していた同僚の申立期間における社会保険事務所の記録から2万4,000円とするのが妥当である。

なお、事業主による納付義務の履行については、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の基準日現在における標準報酬の届出についても提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和37年12月1日を船員保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和37年6月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月20日から同年10月6日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を同年10月6日に訂正し、同年2月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月20日から同年11月まで

② 昭和37年4月1日から38年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（①の申立期間）及びB社C支店（②の申立期間）で勤務していた時期の一部について、加入記録が無い旨の回答があった。

A社の加入記録は昭和35年12月から36年2月までとされているが、同年11月初めころまで勤務しており、また、B社C支店の加入記録は37年2月から3月までとされているが、38年8月1日まで勤務していた。

給与から厚生年金保険料が控除され、健康保険証を使って病院で受診した記憶があるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、当時のA社D営業所の元所長の証言から、申立人は、申立期間においても同社に運転助手として継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は「昭和37年の正月に次の会社に入社したので、その約2か月前に退社した。退社時期は、36年11月初めだったと思う。当時、助手は自分1人であり、後任の助手は誰か分からない。」と供述しているところ、元所長からは、「申立人と入れ替わりで後任の助手が勤務した。」との証言を

得ている。厚生年金保険被保険者名簿によれば、元所長が申立人の後任として記憶していた運転助手2人のうち先に勤務したとみられる者の厚生年金保険の資格取得日は昭和36年10月6日であり、申立人の勤務期間後に助手として勤務していた従業員で連絡の取れた者からは試用期間は無かった旨の証言を得ていることから、申立人は、後任の助手が勤める直前（昭和36年10月5日）まで当該事業所で勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間中のA社D営業所における従業員数について、所長、運転手2人、助手（申立人）及び雑務（賄婦）の5人と供述しているが、元所長及び同僚2人からも同様の証言を得ており、申立期間当時の同営業所における従業員数は5人と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人を除く4人全員に厚生年金保険の加入記録が存在することが確認できる上、元所長は「社会保険の手続はE本社でやっていた。私が採用面接し、書類を本社に提出していた。運転手と助手で厚生年金保険の加入に違いはなく、途中で厚生年金保険を切ることは考えられない。」と証言していることから、申立人についても、昭和36年10月5日に退社するまでの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

②の申立期間について、B社C支店の元従業員の証言から、申立人は、申立期間においても継続して同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、B社C支店は昭和37年4月1日に全喪となっており、申立期間については適用事業所ではないことが確認できる。申立人を含め被保険者19人全員が同日に資格を喪失しており、このうち12人（申立人を含む。）が、同社がF社として新規適用となった日（昭和38年8月1日）から同社において資格を取得している上、申立期間の全期間又は冬期間に勤務していたと回答のあった元従業員4人のうち2人については、申立期間において国民年金の加入記録が存在していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が②の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月20日から同年10月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

昭和36年2月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人に係る35年12月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したどうかについては確認できないとしているが、事業

主が申立人の資格喪失日に係る届出を行っていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを届け出たものとして記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの手続を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、標準報酬月額については、47年4月から同年9月までは3万6,000円、47年10月から48年9月までは4万2,000円、48年10月から同年12月までの期間は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年1月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、正社員として継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

入社時に勤務条件と保険加入について説明を受けた記憶があり、保険証も持っていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚（上司を含む。）の証言から、申立人が資格取得日（昭和49年1月1日）より前の期間から、A社で正社員として勤務していたことが確認できるところ、元上司（後に常務）提出の、同僚仲間で海水浴に行った際に撮影した写真（写真の縁に「9 72」（1972年（昭和47年）9月に現像）との刻印がある。）に申立人が写っている上、元上司（後に営業部長職）は、「（私は、）一度、A社を退職したが、昭和47年5月に復職した。復職時には申立人が既に勤務していた。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該元上司の復職の時期の資格取得日は昭和47年5月1日であることから、申立人が同社に同年4月1日から勤務していたとする主張は信憑性が高いものと考えられ、申立人は、申立期間

において同社に勤務していたものと推認される。

また、現在の事業主（当時の同僚）は、「当時は、試用期間など設けていなかった。」と証言しており、当時の同僚（現在の事業主を除く2人）も試用期間は無かったと証言している。さらに、現在の事業主は、「申立人は、（申立期間）当時は正社員として、自分と一緒に勤務していた。社会保険事務は先代の事業主が行っており、正社員については全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立人の供述及び同僚の証言から、当時の正社員は11～12人と考えられるところ、厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者数は最多で11人であることから、当時、A社では正社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、同一期間に勤務していた同僚の標準報酬月額から、昭和47年4月から9月までは3万6,000円、同年10月から48年9月までは4万2,000円、同年10月から同年12月までは5万2,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料・周辺事情は無く、申立期間の被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年4月から48年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、46年4月から48年3月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで
④ 昭和61年4月から62年3月まで

国民年金の加入は、夫が町内の役員から言われて手続を行い、国民年金保険料も夫が町内の集金人に納付して、年金手帳に検認印を押してもらっていた。国民年金制度の発足当時から魚屋、居酒屋、美容室、バーなどを経営していたが、当時、どれも繁盛しており、国民年金保険料を納めることは困難ではなかった。

また、私が自分で国民年金保険料を納め始めたのは昭和48年ころからで、納付が遅れたこともあったが、納付書によりA市役所、郵便局、銀行で納めていた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間③及び④については、申立人は、国民年金保険料をA市役所、

郵便局、銀行で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間③及び④における国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、このうち申立期間④については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間④の前後の期間である昭和 60 年度及び 62 年度から 63 年度までの期間に国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認でき、申立期間④の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の夫及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から57年11月まで

私は、昭和49年2月に結婚のためA市からB市に転入し、転入後の国民年金保険料は3か月毎にB市役所C支所及びD郵便局で納付していたのは間違い無く、未納になっていることに納得いかない。

家計簿など申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月にA市からB市に転入してからの国民年金保険料を3か月毎にB市役所C支所及びD郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の処理経過欄を見ると、当時、市町村及び社会保険事務所が申立人の住所を確認できなかったことを示す「48.2.23不在」、その後、申立人の住所を確認できたことを示す「52.10.14住確」との記載が確認できることから、申立期間のうち、昭和48年2月23日から52年10月14日までの期間は申立人の住所が不明であり、申立人が居住していたA市、B市及びE社会保険事務所から申立人に対し、国民年金保険料の納付書が送付されていなかったと考えられる。

また、申立期間は104か月と長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人の主張する申立期間の国民年金保険料月額も実際の保険料月額と大きく相違しているなど記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年4月までの期間、43年12月から44年4月までの期間、44年12月から45年4月までの期間、45年12月から46年3月までの期間、49年1月から同年4月までの期間、49年11月から51年3月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年4月まで
② 昭和43年12月から44年4月まで
③ 昭和44年12月から45年4月まで
④ 昭和45年12月から46年3月まで
⑤ 昭和49年1月から同年4月まで
⑥ 昭和49年11月から51年3月まで
⑦ 昭和56年7月から57年3月まで

先妻が私の国民年金の加入手続を行い、A市かB町（現A市）で国民年金保険料を納付してきた。

子供が生まれてからは、国民健康保険料の納付に併せて国民年金保険料も納付していたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦については、申立人は、申立人の先妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をA市又はB町で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の先妻と夫婦連番で昭和45年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料の納付ができない期間となり、また、申立期間②及び③の国民年金保険料は過年度保険料となるところ、A市及びB町では、過年度保険料を納付することができなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の先妻の国民年金保険料の納付状況を見ると、先妻の国民年金保険料の納付記録は、申立人の納付記録とほぼ一致しており、申立期間は未納となっている上、申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の先妻は、既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の先妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は7回合計50か月と回数も多く長期間である上、申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から40年2月27日まで
② 昭和40年4月4日から同年7月27日まで
③ 昭和41年6月1日から同年12月26日まで

平成17年2月に社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の記録が残っていないと言われたが、19年7月に再度社会保険事務所で確認したところ、当該期間について記憶に無い脱退手当金が支給されているとのことだった。

脱退手当金の支給決定日（昭和42年5月16日）は、第2子出産（昭和42年5月24日）直前の時期なので脱退手当金の申請・受給はできない上、脱退手当金を受給した記憶も無いので、これらの申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の①から③までの申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、③の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年12月16日）から約5か月後の昭和42年5月16日に支給決定されている上、①から③までの申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には「脱」印表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、③の申立期間に係る事業所は、「当時、脱退手当金の代理請求はしていない。」と回答しているが、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の資格取得日の前後5年以内に厚生年金保険の資格を取得し、資格喪失日に脱退手当金の受給資格がある女性の被保険者であって、同事業所における資格喪失日以降は厚生年金保険の加入記録の無い者が13人（申立人を除く。）おり、このうち、脱退手当金を受給した記録となっている者が

4人確認できるところ、脱退手当金を受給した記憶があると回答した2人は、「多分、会社に手続をしてもらった。」、「退職時に会社から脱退手当金を受給するか聞かれて、会社をお願いして手続をしてもらった。」と証言していることから、代理請求の可能性も否定できない。

このほか、申立人は、脱退手当金の支給日は第2子出産の直前であり、申請手続や受取ができないと供述しているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から34年9月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答があった。

A社では衣料製品のセリを行う一連の作業員として、朝の11時ころから夜6時ころまで働き、時には会社に宿泊していた。

当時の上司や同僚の名前、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で一緒に勤務した同僚として7人の名前を挙げているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該7人のうち3人については厚生年金保険の加入記録が存在しない上、同社において加入記録のある元従業員で連絡の取れた2人からは、申立人のことを記憶している旨の回答は得られなかった。

また、A社の当該元従業員（2人）は、それぞれ、当時の同社における勤務内容について、「勤務時間は朝の9時（又は8時）から午後の5時までだった。」「セリが遅くなって泊まるようなことは無かった。」と証言しており、申立人が主張する同社における勤務内容と相違している。

さらに、A社の元従業員1人は、「A社の建物内には、賃貸しの店舗が数店あった。賃貸しの店舗に勤務していた従業員についてはよく覚えていない。」と回答しているところ、当該元従業員は、申立人、及び申立人が挙げた同僚のうち厚生年金保険の加入記録の無い従業員については記憶に無いとしていることを踏まえれば、申立期間当時、申立人は同社の建物内に存在した賃

貸しの店舗に勤務していた可能性を否定できない。

加えて、申立人は昭和34年9月まで勤務していたと主張しているが、A社は33年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、申立てを裏付ける証言等を得ることができず、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態について確認できる人事記録等の資料も無い。

このほかに、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から39年5月14日まで

親の知人の紹介で昭和33年9月にA社（昭和37年10月26日からは「B社」。）に入社し、40年1月まで継続して勤務していた。同社が34年7月に厚生年金保険に加入するようになってから保険料を控除されていたと聞いていたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の当時の現場責任者として記憶している者は、「私はA社の下請会社であったC社の代表者であり、申立人は、会社の設立当初の昭和35年4月ごろに、知人の紹介で採用した。申立人はA社の従業員ではない。」と証言している上、申立人が記憶している同僚及びA社において厚生年金保険の加入記録が存在する者も「申立人は、A社には勤務しておらず、C社の従業員であった。」と証言しており、このほかに申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる証言等は得られなかった。

また、C社の元代表者及び同僚は、「当時、会社は個人経営で、厚生年金保険は適用されず、保険料の控除は無かった。」と証言しており、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、C社の元代表者は、「C社の設立当時からA社に経理業務も概ね任せていたこともあり、昭和39年5月ごろから、従業員を元請会社の同社において厚生年金保険に加入させるようになった。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人及び同僚2

人については、昭和39年5月15日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それより前の期間における同社での厚生年金保険の加入記録は存在しない。

加えて、A社は、昭和54年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務の事実及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び証言を得ることはできず、このほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年11月まで
② 昭和46年1月から47年12月まで
③ 昭和48年5月から49年11月まで

①の申立期間は、A社という会社で道路設備工事の仕事をした。

②の申立期間は、B社で農地の基盤整備や道路拡張工事に従事した。

③の申立期間は、C社で河川の堤防改修の仕事を行った。

これらすべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認することのできる人事記録等の資料は無い。

また、当該同僚は、「A社は個人経営の会社であり、厚生年金保険の加入は無く、保険料も控除されていなかったはずである。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社は適用事業所ではないことが確認できる。また、A社に係る商業登記簿謄本も無く、事業主の所在についても不明であることから、申立てを裏付ける証言等を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶している同僚3人についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在しておらず、このうち2人については、申立期間の一部について国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。また、申立人についても、申立期間（23か月）のうち22か月は国民年金に加入し保険料を納付して

おり、他の1か月についても別の事業所（D社E工場）における厚生年金保険の加入記録が存在している。

②の申立期間について、申立人の従事業務に関する供述から、申立人がB社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の加入記録によれば、申立人は申立期間中に別の事業所における加入記録（昭和45年11月20日（取得）から同年3月20日（喪失）までの期間及び同年11月5日（取得）から47年4月16日（喪失）までの期間についてはD社E工場における厚生年金保険の加入記録、同年6月7日（取得）から同年11月25日（離職）についてはF社における雇用保険の加入記録）が存在していることが確認できる上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち他の事業所における厚生年金保険の加入記録が無い期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認でき、このほかに同社における申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、当時の事務担当者は、「現場従業員は、社員である現場代理人のみ厚生年金保険に加入させ、現地採用の作業員等は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、申立人が記憶していた同僚についても、申立人と同様に、申立期間についてはB社における厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、他の事業所における厚生年金保険の加入記録が存在している期間以外の期間については、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚は既に死亡しており、申立事業所でも当時の資料は保存していないとしており、このほかに申立てを裏付ける証言、関連資料等は得られなかった。

③の申立期間について、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶していた複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和48年5月20日から同年11月23日までC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「現場作業員は雇用保険のみ加入し、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。当時の厚生年金保険被保険者資格取得届において申立人及び申立人が記憶している同僚の記録も無い。」と証言しているところ、申立人が記憶していた同僚3人についても、申立人と同様に、申立期間についてはC社における厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、申立期間中は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間のうちC社における雇用保険の加入記録の無い期間においては、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人には、別の事業所（D社E工場）における加入記録（昭和48年11月27日取得～同年12月27日喪失）が存在し、昭和48年12月27日（取得）から50年5月

26日（喪失）までは国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほかに申立人が①から③までの申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月5日から33年6月24日まで

高校を卒業して3か月のアルバイトの後、昭和31年7月5日にA社に入社し33年6月23日まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる証言及び人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立期間の後に厚生年金保険の加入記録の存在する当時の事務担当者は、「当時、本社のほか、現場作業所においても従業員の採用を行っており、すべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に勤務し仕事を教えてもらったと述べている同僚の資格取得日は、申立人の主張する自らの退職日（昭和33年6月23日）より後の昭和33年7月1日であり、申立期間における加入記録は存在しない。

さらに、連絡の取れた元従業員のうち8人は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致していない。」と証言しており、このうち、申立人と同様に、現地採用であって、申立期間に勤務していたと回答している元従業員2人（申立人と同じ現場で地質調査をしていた従業員1人、及び他の現場で地質調査をしていた従業員1人）についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録が存在していない上、連絡の取れた元従業員から同僚として名前の挙が

った者のうち4人についてはA社における厚生年金保険の加入記録が存在していない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。また、同社は昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も居所不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることはできず、このほかに申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。